

令和8年度 葛城市学童保育所入所申込みのしおり

1 入所期間・資格等

(1) 入所期間

・令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 入所資格等

市内小学校に在籍する小学生で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童で、集団生活を営む上で著しく支障がない児童。

※児童が在籍している小学校区の学童保育所への入所となります。

2 学童保育所一覧

名 称	定 員	住 所	連 絡 先
新 庄 小 学 校 区 学 童 保 育 所	120	南道穂176番地	69-4711・4721
新庄小学校区学童保育所（新棟）	160	南道穂147番地1	69-2004
忍 海 小 学 校 区 学 童 保 育 所	100	忍海338番地1	65-2113 ※4月以降変更となる可能性があります。
新 庄 北 小 学 校 区 学 童 保 育 所	120	疋田612番地	69-7613・7603
磐 城 小 学 校 区 学 童 保 育 所	160	南今市67番地1	48-2010
當 麻 校 区 児 童 館 学 童 保 育 所	60	當麻604番地	48-3660

3 入所申込み期間等について

(1) 受付日時（一斉受付期間）

・令和7年9月29日（月）～令和7年10月10日（金）（日・祝日の受付はありません。）

※土曜日の受付については、（3）を参照してください。

(2) 受付場所

①新規入所希望者：子育て支援課（當麻庁舎） 午前8時30分～午後5時00分

②継続入所希望者：各学童保育所 午後4時00分～午後6時00分

※学童保育所での申請について、児童の受け入れに伴う職員不在等により、お待ちいただく場合があります。

※継続の「きょうだい」がいる場合のみ新規入所希望者も学童保育所に提出可能です。

(3) 土曜日の受付について

日 時：令和7年10月4日（土） 午前9時00分～正午

場 所：當麻庁舎1F

(4) 期間外受付について

受付期間終了後も申請は随時受付しますが、申込状況により利用できない月が発生する場合があります。

万が一、利用できない月が発生した場合は別途通知いたします。

4 入所申込みに必要な書類

(1) 必要書類について

- ①学童保育所入所申請書、②調査票、同意書及び誓約書（裏面）、③就労状況確認書類等※（2）のいずれか1つ
 ※全て新年度の学年・年齢で記入してください。
 ※児童1人につき、それぞれ1枚提出が必要です

(2) 就労状況確認書類等について

就労状況確認書類一覧		保育理由等
1	就労証明書 ※勤務先全ての就労証明書が必要です。	父母等が就労により学童保育所を利用する場合
2	母子手帳の写し ※母の氏名・出産予定日がわかるページ	母親の出産等で学童保育所を利用する場合 ※出産予定日の前8週から出産後8週の属する月まで利用可能です。
3	医師の証明（診断書）など	保護者が疾病・障がい等で児童の監護ができないと医師が判断した場合に限ります。
4	介護保険被保険者証など	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護している場合に限ります。

※求職活動中（起業準備期間を含む。）は、保育理由に該当しませんので利用はできません。

【就労証明書を提出する場合の注意事項】

- ①自営業など就労者と証明者が同一の場合は地域民生委員の証明が必要です。
 ※社判または確定申告書等の事業を行っていることが証明できる書類の提出をもって代替可能です。
- ②就労証明書は、書類提出時点の雇用状況で提出してください。
 ※入所日までに雇用（予定）期間の期限が過ぎたり、勤務先等が変更となる場合は入所日までに提出してください。
 ※就労証明書（有期更新等の場合）の発行が会社等の都合により、入所日以降になる場合は提出可能日等をお伝えいただき、就労証明書を受取り次第、速やかに提出してください。
- ③育児休業期間中は利用することができません。（産前産後期間を除く。）
- ④保育所等で提出される場合でも、学童保育所用として別に提出が必要です。
保護者の責任においてコピー等をご準備ください。※原本またはコピーどちらでも提出可能です。

5 入所の決定について

- (1) 申込内容及び必要書類を審査し、2月下旬頃に入所決定通知を送付します。
- (2) 入所の辞退及び利用内容の変更は、必ず入所日の前月末までに届出を提出してください。
入所月以後の提出になると保育料等が発生しますので、ご注意ください。
※電話での利用内容等の変更は一切受付いたしません。
- (3) 入所の前月末までに就労状況確認書類を提出してください。
- (4) 就労状況確認書類の記載内容について、必要が生じた場合は調査を実施します。
 虚偽の内容であった場合は、退所（入所取消し）していただきます。
- (5) 学童保育料の滞納が過去を含み3ヶ月以上ある場合、または長期間滞納が解消されない場合は入所できません。
- (6) 児童の保育について、特に配慮が必要であると判断した場合、関係機関等と支援体制について協議の上、保護者・児童に各学童保育所への見学（事前面談）を依頼する場合があります。

6 開所時間及び休所日等について

- ・開所時間等一覧（令和８年度予定）

開所日	開所時間	早朝延長保育等について
平 日	放課後～18:30	実施なし
土 曜 日	8:30～18:30	実施なし
春・夏・冬休み	8:30～18:30	7:30～8:30
学校行事の代休日	8:30～18:30	7:30～8:30
日曜日及び祝日	休 所	—
年末年始	休 所	12月29日から1月3日まで休所

7 学童保育料等について

- ・学童保育料一覧（令和８年度予定）

学童保育料及び諸経費（月額）※令和７年度（参考）	
学童保育料	2,000 円
賄費（おやつ代）	500 円
早朝延長保育料（7時30分から8時30分）	1,000 円
早朝延長保育料（8時00分から8時30分）	500 円

※令和８年度の学童保育料等は決定されておりません。

保育料等の改定があった場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

※納付方法は、口座振替または納付書での支払となります。

※納付期日（口座振替日）は、毎月28日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）となります。

- ・減免申請について

学童保育料の減免基準	
児童の所属する世帯の別	減免月額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	全 額
住民税非課税世帯 （4月から8月までは令和7年度、9月から3月までは令和8年度の課税状況により決定します。）	半 額

※減免申請は、毎年必要です。（提出された月より減額開始となります。）

※4月分から減免の適用を受ける方は、必ず決定通知受領後、4月末までに申請してください。

8 お問い合わせ

- ・葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課（當麻庁舎）

T E L : 0745-44-3623（直通）

MAIL : kosodate@city.katsuragi.lg.jp

【URL（令和８年度学童保育所入所者募集について）】

<https://www.city.katsuragi.nara.jp/soshiki/kosodatesienka/3/9743.html>

※葛城市ホームページからもダウンロードできます。

葛城市ホームページQRコード

